

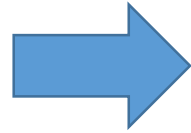
公文書の定義について (まとめ案)

令和2年度第1回会議での委員意見・まとめの方向

- ① 公文書管理法の意義は、現用文書と歴史公文書の管理を一貫して法的に扱ったことにあるため、今回の条例の適用対象としては、歴史公文書も含める方向で考えるのがあるべき姿と思われる。
- ② 既に尼崎市情報公開条例が存在しており、「公文書」という用語が定義されているため、整合を保つ必要性から、今回の条例で用語を分けることは避けるべきであり、尼崎市情報公開条例に規定する定義に合わせるものが適切と考えられる。
- ③ この場合、国、他の自治体の例にあるとおり、今回の条例においては、尼崎市情報公開条例で定義される「公文書」と、歴史的公文書を包括する「公文書等」といった概念を定義することが適切と考えられる。

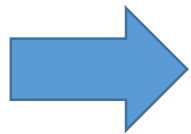
継続して課題整理すること

- ① 尼崎市情報公開条例に規定する実施機関には、指定管理者、土地開発公社が含まれているが、このことは、今回の条例の適用対象に影響するため、今回の条例において実施機関をどう定義するか。



議題（４）で整理を行う。

- ② 今回の条例の適用対象に、歴史資料として重要な公文書その他の文書のうち民間法人、個人所有のもので、歴史博物館に寄贈、寄託されたものを含めるかどうかは、十分慎重に検討していく必要がある。



尼崎市立歴史博物館が、博物館と公文書館の両方の機能を備えている特性から、尼崎市の利用制度のあり方の審議において、併せて整理を行う。

令和2年度第1回会議資料

「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法） における定義①

第1条（目的）

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である**公文書等**が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、

国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、

国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第2条（定義）第8項

この法律において「**公文書等**」とは、次に掲げるものをいう。

- ① 行政文書
- ② 法人文書
- ③ 特定歴史公文書等

「公文書管理法」における定義②

「行政文書」

「**行政文書**」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第十九条を除き、以下同じ。）であって、

当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。 **ただし、次に掲げるものを除く。**

- ① 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- ② **特定歴史公文書等**
- ③ 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

尼崎市情報公開条例における定義

(※現用文書を対象)

「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、

当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 市報、書籍その他不特定多数の者に頒布することを目的として発行されるもの
- ② 図書館その他の規則で定める機関において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

※保存期間満了後、廃棄対象となった文書のうち、歴史的価値を有する文書は、情報公開条例対象の「公文書」ではない

尼崎市立中央図書館・北図書館、尼崎市立歴史博物館、尼崎市市政情報センター

公文書管理法における定義③（参考）

「法人文書」

「**法人文書**」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- ② 特定歴史公文書等
- ③ 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- ④ 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であって、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

※尼崎市では、相当する法人がなく、対象となる文書はない

公文書管理法における定義④

「歴史公文書」 「特定歴史公文書」

「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。

「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- ① 第8条第1項の規定により国立公文書館等に移管されたもの
【保存期間が満了した「行政文書」のうち行政機関の長が公文書館等に移管した文書】
- ② 第11条第4項の規定により国立公文書館等に移管されたもの
【保存期間が満了した「法人文書」のうち独立行政法人等が公文書館等に移管した文書】
- ③ 第14条第4項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの
【行政機関以外の機関が保有する歴史公文書等のうち内閣総理大臣が移管を受けた文書で、内閣総理大臣が国立公文書館の設置する公文書館に移管した文書】
- ④ 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

尼崎市立歴史博物館で収集・保存している文書 (現状)

- 保存期間満了後、廃棄の対象とされた文書のうち、歴史的価値を有する文書で、歴史博物館が収集し保存している文書

| | 収蔵件数／点数 |
|--------|---------|
| 歴史的公文書 | 19,277冊 |
| 行政資料 | 5,157点 |

- 歴史博物館が、法人、個人から寄贈若しくは寄託され、又は歴史博物館が購入し、保存している歴史的価値を有する文書

| | 収蔵件数／点数 | (うち、整理公開件数／点数) |
|------------|-----------------|-------------------|
| 古文書・近現代文書類 | 2,568件 153,984点 | (1,966件 107,198点) |

(データは令和2年3月末現在)

※ 寄贈・寄託を受けた文書を特定歴史公文書とするか、博物館資料（歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別な管理がされているもの）とするかは要検討。